

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	世田谷区
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/168/d00149166.html

執行機関名 世田谷区長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	7	
番号法別表第2の項	9	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 区長の部第15の項 小児慢性特定疾病児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法 第1条、第2条	世田谷区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱 第2条
事務の趣旨又は目的	<p>第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	<p>第二条 世田谷区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく事業の対象となっている者(以下「小児慢性特定疾病児」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。</p>
独自利用事務の関連規範		世田谷区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年4月1日18世障施第118号)